

1 県内の患者の状況

(1) 検査陽性者の状況 (令和3年7月29日 24時現在)

(単位：人)

陽性者数 (累積)	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
					43,394	382				
+280	+25	+24	+1	+57	+26	+17	+75	0	1	+96

※下段は前日比

[検査内訳]

(単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	124,505		124,505	12,209
	+335		+335	+28
民間検査機関等 (医療機関等)	314,582	114,388	428,970	31,185
	+1365	+482	+1847	+252
合計	439,087	114,388	553,475	43,394
	+1700	+482	+2182	+280

※医療機関等からの報告により集計

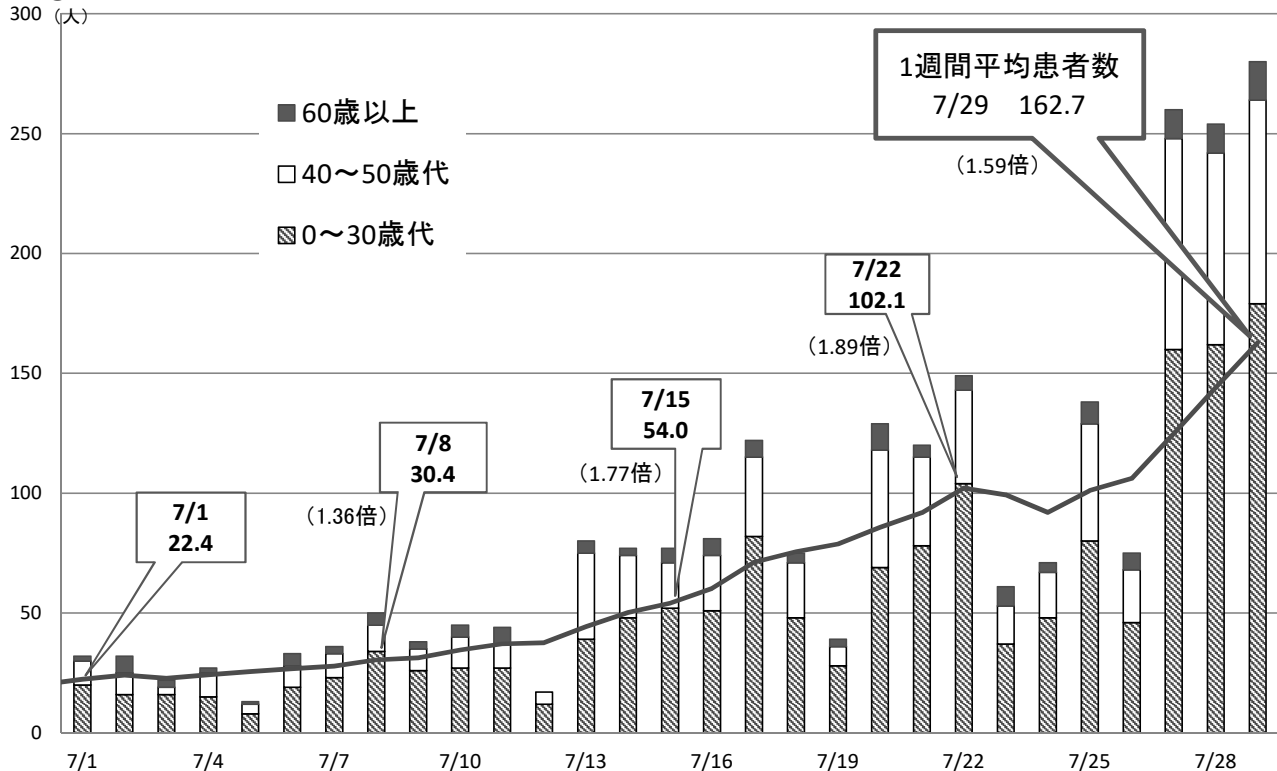
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	1,214	382	832	31.4%
うち重症対応	137	23	114	16.7%
宿泊	1,475	469	1,006	31.7%
合計	2,689	851	1,838	31.6%

(2) 令和3年7月1日から7月29日に発生した患者の状況 (2,477人)

①直近の患者推移(7月1日～)



(3) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	7/1~7/29		7/23~7/29	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	1,382	55.8	632	55.5
女性	1,095	44.2	507	44.5
合計	2,477	100	1,139	100

② 年齢別患者数

区分	7/1~7/29		7/23~7/29	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	90	3.6	44	3.9
10代	363	14.7	145	12.7
20代	704	28.4	348	30.6
30代	396	16.0	175	15.4
小計	1,553	62.7	712	62.5
40代	418	16.9	210	18.4
50代	338	13.6	149	13.1
小計	756	30.5	359	31.5
60代	114	4.6	48	4.2
70代	43	1.7	16	1.4
80代	7	0.3	2	0.2
90代以上	4	0.2	2	0.2
小計	168	6.8	68	6.0
合計	2,477	100	1,139	100

③ 管轄保健所別患者数

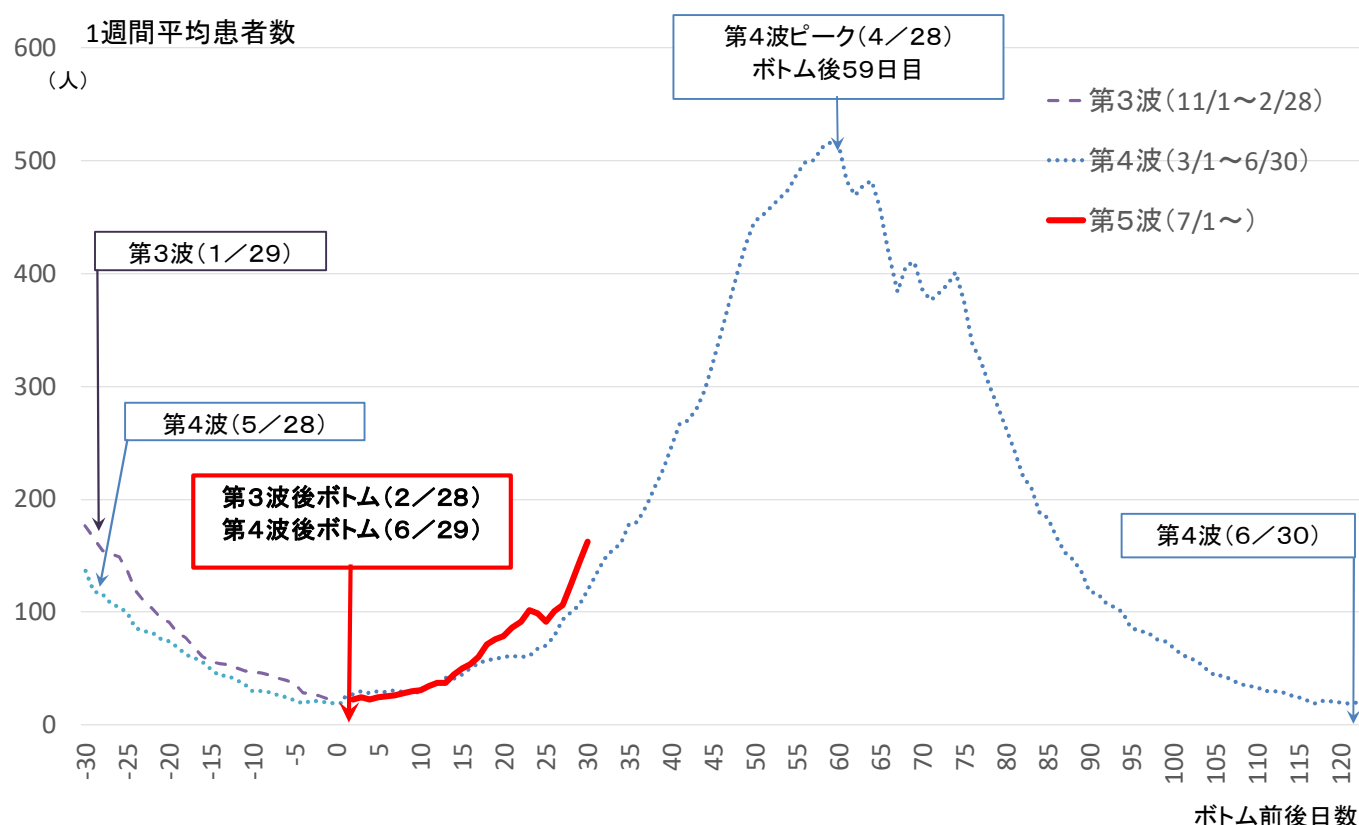
区分	7/1~7/29		7/23~7/29		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	65	2.6	26	2.3	27.5
宝塚	125	5.0	76	6.7	22.7
伊丹	149	6.0	60	5.3	15.7
加古川	111	4.5	46	4.0	11.1
加東	56	2.3	23	2.0	8.7
中播磨	23	0.9	15	1.3	36.5
龍野	24	1.0	13	1.1	8.2
赤穂	8	0.3	3	0.3	3.3
豊岡	5	0.2	3	0.3	2.8
朝来	1	0.0	1	0.1	1.9
丹波	18	0.7	9	0.8	8.9
洲本	17	0.7	11	1.0	8.6
小計	602	24.3	286	25.1	—
神戸市	718	29.0	340	29.9	22.3
姫路市	247	10.0	90	7.9	17.0
尼崎市	357	14.4	156	13.7	34.5
西宮市	380	15.3	210	18.4	43.0
明石市	173	7.0	57	5.0	19.0
小計	1,875	75.7	853	74.9	—
合計	2,477	100	1,139	100	20.8

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	7/1~7/29		7/23~7/29	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	32	3.2	19	4.4
	家庭	524	52.0	240	55.3
	職場・施設・学校等	99	9.8	43	9.9
	友人との会合、談話等	153	15.2	80	18.4
	クラスター	114	11.3	17	3.9
	医療機関	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	高齢者福祉施設等	(8)	(0.8)	(3)	(0.7)
	学校・園	(62)	(6.2)	(13)	(3.0)
	飲食店	(21)	(2.1)	(0)	(0.0)
	職場	(23)	(2.3)	(1)	(0.2)
	その他	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	その他	33	3.3	22	5.1
	小計		955	94.7	421
県外	飲食店	1	0.1	1	0.2
	職場・施設・学校等	27	2.7	6	1.4
	友人との会合、談話等	16	1.6	6	1.4
	その他	9	0.9	0	0.0
小計		53	5.3	13	3.0
合計		1,008	100.0	434	100.0
調査中		1,469		705	
総計		2,477		1,139	

2 「第3波～第4波」と「第4波～第5波」の新規感染者の状況



ボトムからピークまでの1週間平均患者数

	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13
第4波	23.1	24.1	27.0	30.1	28.0	29.7	28.9	31.0	29.3	28.9	29.0	34.4	36.3	41.9
	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12
第5波	19.3	20.1	22.4	24.1	22.7	24.3	25.6	26.7	27.9	30.4	31.3	34.6	37.0	37.6

	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27
第4波	41.3	44.7	50.0	54.6	57.1	58.9	60.3	61.6	60.1	61.0	67.4	70.9	78.7	93.0
	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26
第5波	44.3	50.1	54.0	60.1	71.1	75.6	78.7	85.7	91.9	102.1	99.3	92.0	101.0	106.1

	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10
第4波	99.4	106.1	119.3	132.6	146.7	155.0	160.9	177.9	180.3	194.3	211.0	227.0	246.7	267.4
	7/27	7/28	7/29											
第5波	124.9	144.0	162.7											

	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24
第4波	270.0	280.0	296.6	321.9	347.7	376.0	402.7	427.4	446.7	452.0	460.3	467.6	475.3	488.4

	4/25	4/26	4/27	4/28
第4波	498.6	501.0	511.7	516.7

まん延防止等重点措置指定を踏まえた医療提供体制

一般医療とのバランスも考慮し、感染状況等を踏まえ、①病床及び宿泊療養施設の適切な運用、②症状等に応じた適切な療養の実施、③転院等の促進、④自宅療養者等へのフォローアップを行う。

1 病床及び宿泊療養施設の適切な運用

- (1) 病床 900 床程度(うち重症 110 床程度)、宿泊療養施設 1,200 室程度の体制(感染拡大期 1 並)で運用
- (2) 感染者や病床利用率の動向を注視し、状況に応じて機動的にフェーズを変更することにより、適切な運用を実施

2 症状等に応じた適切な療養の実施

- (1) 中等症(特にⅡ)以上の患者は、入院対応医療機関で療養
- (2) 中等症(概ねⅠ程度)患者は、医療ケアの充実を図った宿泊療養施設での療養も実施
- (3) 軽症・無症状者は、十分な医療観察体制を確保したうえで自宅での療養も実施

3 転院等の促進

- (1) 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院、入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進
- (2) 県病院協会・県民間病院協会に設置している「転院支援窓口」を活用し、回復者の転院受入を促進

4 自宅療養者等へのフォローアップ

- (1) 自宅待機者・療養者に対して、状態に応じた健康観察を実施
- (2) 多職種連携による往診・訪問看護・調剤を実施するとともに、症状悪化時には、CCC-hyogo を活用して入院へ移行

まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴う対策について（概要）

本県は、新規感染者数が直近1週間平均約200人、前週比1.9倍となり、国指標ステージⅢの水準に入るなど感染が急増している。今後の感染拡大を防止するため、本日まん延防止等重点措置実施区域に指定された。このことを踏まえ、国の対処方針等に基づいた対策を行う。

感染リバウンド防止対策（7/28 決定） （特措法第24条第9項）	まん延防止等重点措置（今回適用） （特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項）
区域：県全域	区域：県全域 （措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・姫路市）
期間： <u>R3年8/1(日)～8/22(日)</u> [22日間] ※まん延防止等重点措置実施区域指定までの間 （同指定を踏まえ8/1のみ適用）	期間： <u>R3年8/2(月)～8/31(火)</u> [30日間]
<p>[外出自粛] ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛等</p> <p>[飲食店] （神戸市、阪神南・阪神北地域・東播磨地域、姫路市） ○時短要請 ・ 5時～<u>20時30分</u> ○酒類提供 ・ <u>11時～19時30分</u></p> <p>（北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） ○時短要請 ・ 5時～<u>21時30分</u> ○酒類提供 ・ <u>11時～20時30分</u></p> <p>（共通） ○感染対策徹底 ・酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼</p> <p>[多数利用施設] ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底（神戸市、阪神南・阪神北地域・東播磨地域、姫路市） ○<u>20時30分</u>までの時短協力依頼 （酒類提供 <u>19時30分</u>） （北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） ○<u>21時30分</u>までの時短協力依頼 （酒類提供 <u>20時30分</u>）</p> <p>[イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内（大声を出さない場合100%以内） 人数上限：<u>1万人</u> ○21時までの営業時間短縮を要請</p> <p>[出勤抑制] ○在宅勤務（テレワーク）の推進</p>	<p>[外出自粛] ○同左</p> <p>[飲食店] 措置区域〔同左〕 ○時短要請 ・ 5時～<u>20時</u> ○酒類提供 ・ 禁止</p> <p>その他区域〔同左〕 ○時短要請 ・ 5時～<u>21時</u> ○酒類提供 ・ <u>11時～20時</u> ・酒類提供の場合の「一定の要件」の遵守</p> <p>（共通） ○感染対策徹底 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ・カラオケ設備の<u>利用自粛の要請</u></p> <p>[多数利用施設] ○同左</p> <p>措置区域〔同左〕 ○<u>20時</u>までの時短協力依頼（酒類提供禁止）</p> <p>その他区域〔同左〕 ○<u>21時</u>までの時短協力依頼（酒類提供 <u>20時</u>）</p> <p>[イベント開催制限] ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内（大声を出さない場合100%以内） 人数上限：<u>5千人</u> ○同左</p> <p>[出勤抑制] ○同左</p>

まん延防止等重点措置実施区域の指定に伴う対策

令和3年7月30日

区分	感染リバウンド防止対策 (7/28 決定)	まん延防止等重点措置 (今回適用)																																																				
区域	全域	全域 (措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)																																																				
期間	令和3年8月1日(日)から8月22日(日)まで (22日間) ※まん延防止等重点措置実施区域指定までの間 (同指定を踏まえ8月1日のみ適用)	令和3年8月2日(月)から8月31日(火)まで (30日間)																																																				
外出自粛等	[特措法第24条第9項] ・感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請 ・感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	[特措法第31条の6第2項、第24条第9項] ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請 ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等に入入りしないことを要請 ・感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請																																																				
飲食店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第24条第9項等] ○時短要請等 ・5時～20時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨 (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] ○時短要請等 ・5時～21時30分の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請 ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨	【措置区域】(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第31条の6第1項、第24条第9項] ○時短要請等 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)を行わないことを要請 ・カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項] ○時短要請等 ・5時～21時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと) ・カラオケ設備の利用自粛を要請(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底を要請 ※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨																																																				
多数利用施設 [特措法施行令第11条] ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く) ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2">・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="7">・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> </tr> <tr> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table> (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2">・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="7">・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> </tr> <tr> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請	劇場、映画館等	集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	種類	要請内容	運動・遊技施設	・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請	劇場、映画館等	集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	【措置区域】(神戸市・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2">・20時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)を行わないことを要請</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="7">・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> </tr> <tr> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table> 【その他区域】(北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) [特措法第24条第9項等] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="2">・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td rowspan="7">・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> </tr> <tr> <td>※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	・20時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)を行わないことを要請	劇場、映画館等	集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等	種類	要請内容	運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)	劇場、映画館等	集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請	博物館等	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～19時30分とすることを要請																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																						
※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																						
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時30分とすることを要請																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																						
※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																						
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	・20時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)を行わないことを要請																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																						
※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																						
種類	要請内容																																																					
運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(*3)は11時～20時とすることを要請(酒類提供の要件:「一定の要件」(*4)を満たすこと)																																																					
劇場、映画館等																																																						
集会・展示施設	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請																																																					
博物館等																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																						
遊興施設																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)																																																						
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																						
※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮要請等																																																						
イベント	(国の開催基準を踏まえ決定) [特措法第24条第9項] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容定員</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td>5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)のいずれか大きい方</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)のいずれか大きい方	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内		(国の開催基準を踏まえ決定) [特措法第24条第9項] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容定員</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																			
区分	収容定員	人数上限																																																				
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)のいずれか大きい方																																																				
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																					
区分	収容定員	人数上限																																																				
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人																																																				
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																					
出勤抑制	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	[特措法第24条第9項] ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請																																																				

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設

*2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設

*3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

*4 アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に係る
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期間 令和3年8月1日（日）から令和3年8月31日（火）まで
※まん延防止等重点措置は、8月2日（月）から8月31日（火）まで

2 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

3 要請内容

営業時間短縮及び酒類の提供時間に係る要請の遵守をお願いします。

地域	内容
神戸市、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）、阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）、東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）、姫路市	北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域 ※左記以外の地域
8/1	<ul style="list-style-type: none"> 〔特措法第24条第9項等に基づく〕 ・5時～20時30分の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は11時～19時30分 ※酒類提供の場合は「一定の要件」(※2)を満たすこと ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼（カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。） ・感染対策の徹底(※3)
8/2～8/31	<ul style="list-style-type: none"> 〔特措法第24条第9項等に基づく〕 ・5時～21時30分の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は11時～20時30分 ※酒類提供の場合は「一定の要件」(※2)を満たすこと ・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼（カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。） ・感染対策の徹底(※3)
	<ul style="list-style-type: none"> 〔特措法第31条の6第1項等に基づく〕 ・5時～20時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は禁止 ・カラオケ設備の利用自粛を要請（カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。） ・感染対策の徹底(※3) *⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく
	<ul style="list-style-type: none"> 〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・5時～21時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は11時～20時 ※酒類提供の場合は「一定の要件」(※2)を満たすこと ・カラオケ設備の利用自粛を要請（カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。） ・感染対策の徹底(※3)

※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。

※2 ① アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保

座席と座席の間に目を覆う程度の高さのパーティションを設置する、又は座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保する。

② 手指消毒の徹底

店内入口に消毒液を設置し、入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかける。

③ 食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスク着用について掲示する、又は呼びかける。

④ 換気の徹底

次のいずれかにより換気を徹底する。

・建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たす。

・換気設備により一人当たり毎時30m³の換気量を確保する。

・窓・ドア等を定期的に開放(30分に1回、5分程度、2方向の窓の全開等)する。

⑤ 入店制限

同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とする。

※3 ① 従業員への検査勧奨

② 入場者の感染防止のための整理・誘導

③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止

④ 手指の消毒設備の設置

⑤ 事業を行う場所の消毒

⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知

⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止

⑧ 施設の換気

⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

⑩ CO2センサー等の設置

⑪ 業種別ガイドラインの遵守

4 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保

② 手指消毒の徹底

③ 食事中以外のマスク着用の推奨

④ 換気の徹底

⑤ 入店制限(同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)

⑥ 時短要請の遵守

⑦ かつお設備提供の自粛(かつおボックスを除く)

⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ

⑨ 体調がすぐれない従業員への対応

⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時～17時
(ただし7/31(土)、8/1(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時～17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間 : 平日 9時～17時

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に係る
施設の使用制限等の協力依頼等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置等として、下記のとおり、営業時間の短縮等を依頼します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期間 令和3年8月1日(日)から令和3年8月31日(火)まで
※まん延防止等重点措置は、8月2日(月)から8月31日(火)まで

2 内容

(1) 多数利用施設〔特措法第24条第9項等に基づく〕

種類・施設例	神戸市、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、姫路市	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域 ※左記以外の地域
運動・遊技施設	■8月1日(日) ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～19時30分) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請	■8月1日(日) ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～20時30分) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請
劇場、映画館等		
集会・展示施設	■8月2日(月)～8月31日(火) ・20時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は禁止)	■8月2日(月)～8月31日(火) ・21時までの営業時間短縮の協力依頼(※1) (酒類提供(※2)は11時～20時) *酒類提供の場合は「一定の要件」(※3)を満たすことの協力要請
博物館等		
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	・イベント開催制限の要件(※4)を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請	
遊興施設		
商業施設 (生活必需物資を除く)		
サービス業 (生活必需サービスを除く)		

※1 イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※3 ・7カ/板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

※4 イベント開催制限の要件〔国の開催基準を踏まえ決定〕

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	■8月1日(日) 5,000人以下 又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 ■8月2日(月)～8月31日(火) 5,000人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(2) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間: 平日 9時～17時
(ただし7/31(土)、8/1(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域と姫路市の飲食店に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の全面禁止等を、その他地域の飲食店に対しては、時短営業等を要請します。

これらの要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7期）」を支給します。申請は、7月12日からの要請分と合わせて、要請期間終了後に受付開始します。

1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗単位に支給します。

3 支給額等（8月2日以降の内容）

項目	まん延防止等重点措置区域	その他区域
	神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
対象期間	令和3年8月2日(月)～8月31日(火) (30日間)	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後8時まで</u>に短縮すること。 酒類の提供(*)を<u>全面禁止</u>すること。 カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後9時まで</u>に短縮すること。 酒類の提供(*)を、午前11時から<u>午後8時まで</u>とすること。 カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大30日間）	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗：3.5万円 [国基準の下限額(3万円)に県独自で5千円加算] ・8.75万円超～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限：20万円)	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)

(*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

4 協力金の早期給付

まん延防止等重点措置の実施に伴い、協力金の早期給付（前払い）を申請することができます。申請方法等詳細は、県協力金ホームページ等で後日公表します。

5 7月12日～8月1日の協力金の取扱い

項目	内容	
対象期間	令和3年7月12日(月)～令和3年8月1日(日) (21日間)	
対象区域	<7月12日～7月31日> 神戸・阪神南・阪神北地域、明石市	<7月12日～7月31日> 東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
	<8月1日> 神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市	<8月1日> 北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後8時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時30分までに短縮すること。 酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)は、午前11時から午後7時30分までとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後9時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時30分までに短縮すること。 酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)は、午前11時から午後8時30分までとすること。
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数 (最大21日間)	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 2.5万円～7.5万円 <大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額に応じて単価決定 1千円～20万円	2万円/日・店舗

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]	[まん延防止等重点措置]
	阪神北地域・明石市								
	東播磨(明石市除く)・姫路市								
	中播磨地域(姫路市除く)								
	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域								
申請期間		5/25～6/30 【第3期】		6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】		8月以降に受付開始 【第6期】	8月以降に受付開始 【第7期】	

酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

まん延防止等重点措置に伴う飲食店等の酒類提供禁止の影響を受ける酒類販売事業者に対して、国の月次支援金の対象要件を県独自に緩和して支援します。

1 対象者

令和3年8月の月間売上が、前年又は前々年度の同月比30%以上50%未満減少している酒類販売事業者

※ 国制度は「50%以上」の売上減少が対象

2 実施手法

兵庫県小売酒販組合連合会へ補助

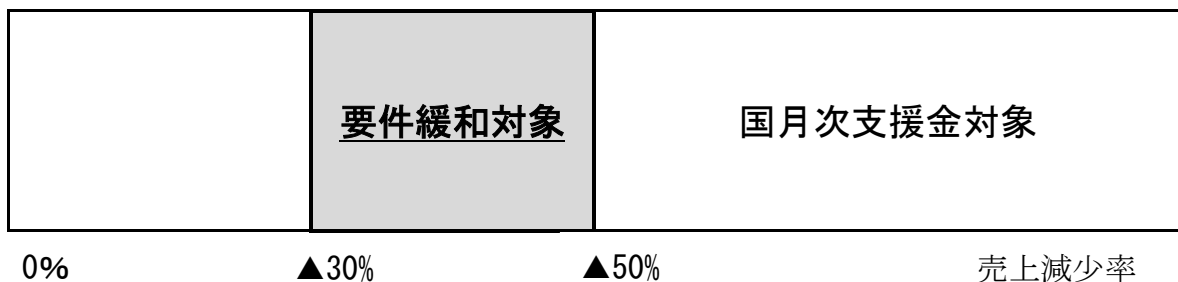
3 支給金額

まん延防止等重点措置実施区域に指定される期間（8/2～31、30日分）について支給

個人 9.6万円/月（10万円/月×30/31、国制度を基準に日割支給）

法人19.3万円/月（20万円/月×30/31、国制度を基準に日割支給）

酒類販売事業者に対する県月次支援金の給付スキーム



「飲食店等見回り連携チーム」による見回り活動の実施

まん延防止等重点措置に係る措置区域（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）における飲食店等の時短営業、酒類提供禁止及びかたか設備利用自粛の徹底を図るため、「飲食店等見回り連携チーム」による、効率的・効果的な見回り活動を実施する。

1. 対象地域

まん延防止等重点措置の措置区域

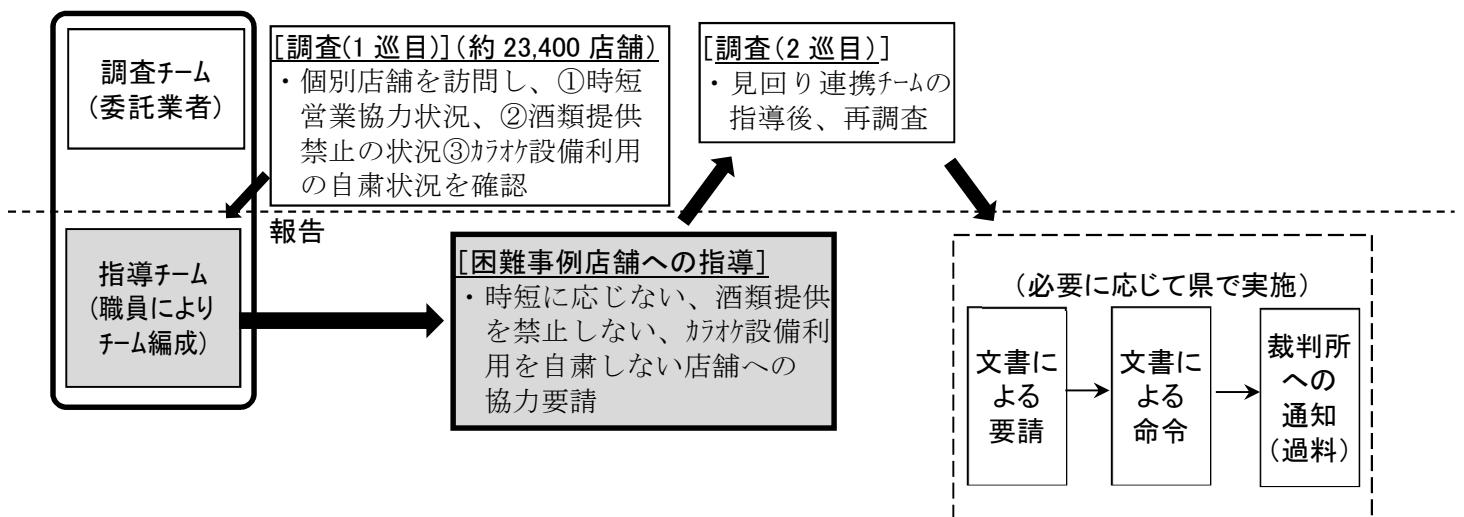
（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

2. 見回りの実施フレーム

「調査チーム」と「指導チーム」が連携し、効果的に活動を展開

- ・ **調査チーム**：約 23,400 店舗の実施状況（1巡目）を調査するとともに、指導（委託業者） チーム訪問後の改善状況（2巡目）を再調査
- ・ **指導チーム**：時短に応じない、酒類提供を禁止しない、かたか設備利用を自粛（職員） しないなど要請に応じない店舗を個別に指導

8/2 ————— 8/10 ————— 8/12 ————— 8/18 ————— 8/31



3. スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 8月 2日～8月 13日 | 調査チームによる見回り調査（1巡目） |
| 8月 10日～8月 16日 | 指導チームによる個別訪問（困難事例店舗） |
| 8月 12日～8月 17日 | 調査チームによる見回り調査（2巡目） |
| 8月 18日～8月 31日 | 必要に応じて個別要請、命令、裁判所への通知（過料）等 |

政府対策本部 副本部長
内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様
内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様

新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の財政措置について（要望）

北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされる見込みです。

5道府県では、これまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止に向けた対策に取り組んできたところですが、まん延防止等重点措置に伴う、飲食店等への営業時間短縮要請等の着実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給など対策の強化が不可欠であることから、下記について要望します。

記

1 まん延防止等重点措置区域における飲食店等に対する規模別協力金に係る単価の増額

飲食店等に対する規模別協力金については、今般の国の基本的対処方針において、まん延防止等重点措置区域では、原則、緊急事態措置区域と同様、20時までの営業時間の短縮に加え、酒類の提供禁止を要請する方針であり、緊急事態措置区域と同じ措置を要請しているにもかかわらず、1日あたりの下限単価は、緊急事態措置区域では4万円とされている一方、まん延防止等重点措置区域では3万円とされ、単価に差が生じ、公平性を失っている。

これは、衆参両院による付帯決議で示された「要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮」という考え方に照らしても、事業者の理解を得ることや実効性の確保が難しい状況である。

したがって、まん延防止等重点措置区域においても、緊急事態措置区域と同様に、下限単価を4万円に引き上げること。

2 事業者支援分の早期の追加交付

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域では、国の基本的対処方針に基づき、都道府県の判断で、大規模施設等に休業・営業時間短縮を要請する場合の協力金の地方負担分に多額の事業費が生じている。

また、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請されている。

加えて、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、事業者支援分の所要額が多額になっていることから、事業者支援分5,000億円のうち留保されている2,000億円について、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域の自治体に重点的に配分した上で、早期に追加交付すること。

令和3年7月30日

北海道知事	鈴木	直道
石川県知事	谷本	正憲
京都府知事	西脇	隆俊
兵庫県知事	井戸	敏三
福岡県知事	服部	誠太郎

令和3年7月30日
教育委員会

まん延防止等重点措置実施区域指定期間中の教育活動等について

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- 県外での活動(全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。)は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

新型コロナウイルス感染症感染防止に関する各学校の主な取組み

各学校では、教科指導や学校行事等の教育活動における具体的な感染防止対策を示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)等に基づき、児童生徒に対して適宜指導している。

また、部活動、給食、登下校や塾の行き帰りでの寄り道等、感染リスクが高い活動やこれまでクラスター等の要因と指摘された活動等についても、適宜、国及び県から発出された通知・通達の内容について対策を講じているところである。

こうしたマニュアルや通知・通達の内容の徹底を図るため、「教職員の研修」「児童生徒への指導」「家庭への指導」等、あらゆる機会を捉えて取り組んでいる(下表参照)。

【児童生徒への指導充実のための具体的取組み】

教職員の研修	児童生徒への指導	家庭(保護者)への指導
※保健安全に関する教職員研修での周知 ○管理職研修 ○職員会議 ○県学校保健主事会 ○県養護教諭連合会 ○保健行政担当者会 ○県立学校保健部長会	※教育活動全体を通じた感染対策の指導 ○各教科・HR活動 ○集会 ○学校保健会等関係団体からの教材活用 ○学校だよりや保健だより ○部活動(中・高体育連盟)	※家庭内における具体的な感染対策の依頼 ○学校ホームページ ○学校だより、学年通信 ○保健だより ○県教委からの啓発チラシ

【今後、強化する取組み】

今後、若者へのワクチン接種拡大にともなって、副反応に対する真偽不明な情報の横行が懸念される中、児童生徒に対するワクチン接種に関する正しい知識の啓発を保護者も含め浸透させる取組みを促進していく。

<啓発用参考資料>

「新型コロナワクチンについて皆さまに知ってほしいこと」

(首相官邸・厚生労働省 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000085235.pdf>)

「新型コロナウイルス感染症の予防接種を安心して受けるために」

(日本医師会 https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/booklet_s.pdf)

大学・専門学校等における感染防止対策の取組

(下線部：変更箇所)

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、ワクチン接種の進捗状況等を踏まえつつ、引き続き感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

- キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチンの大学拠点接種の推進

これまでの取扱い：県内・県外とも感染防止対策に留意した上で活動可（緊急事態措置区域等を除く）

2 部活動・サークル活動

(1) 県外での活動（※を除く）は、原則行わない

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

(2) 県内で活動する場合は、以下の点に留意すること

- ・合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・感染拡大地域との往来の自粛
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスクにより飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける

5 ワクチン接種の推進

早期の対面授業の全面実施の実現に向け、大学拠点接種や自治体での接種により、教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する

繁華街等での感染防止に向けた注意喚起活動の実施について

1 三宮北部地区における客引き行為防止指導の見回りにあわせ、感染防止対策の徹底、路上飲み自粛要請活動を継続して実施

(1) 実施内容

まん延防止等重点措置終了まで、三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、感染防止対策の徹底、路上飲み等の自粛を呼びかける。特に、毎週金曜日は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

(2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ・ Aコース : 生田新道から山手幹線までの北エリア
- ・ Bコース : 阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

(3) 実施体制

①毎週金曜日 : 7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

②その他の日 : 2人 × 2班

2 県民局・県民センターによる注意喚起活動

(1) 実施内容

まん延防止等重点措置終了まで、県内各地の駅や繁華街、公園等において、外出自粛の街頭啓発等にあわせて、路上等での飲酒自粛や不要不急の外出自粛の徹底等を呼び掛ける。また、庁舎での懸垂幕掲出等の広報活動を引き続き行う。

(2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の駅、繁華街、公園等

(3) 実施体制

各県民局・県民センター職員等数名（随時）

感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 明石市	<ul style="list-style-type: none"> ○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○コミュニティFMやケーブルテレビの市提供番組での啓発放送 ○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信 ○Yahoo 防災アプリでの広報 ○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示 ○庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ ○市町広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施 ○警らパトロール中の警察車両による広報 ○消防車両による巡回広報 ○防災スピーカーによる啓発放送 ○公園や路上見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ ○ドローンによる呼びかけ ○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ（市内一円） ○医療従事者・大学生が出演した感染防止啓発動画の配信 ○市公式 YouTube チャンネルで実際に感染した方の体験談を音声配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ ○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ ○飲食店を訪問し、営業時間短縮を呼びかけるとともに、時短協力等の状況を確認 ○ひょうご防災ネットにより時短要請協力金について情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や路上等の見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼 ○市長・町長会見による呼びかけやメッセージの発信 ○市町公共施設の時短営業実施

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
県民局・ 県民センター ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による夜間も含めた街頭啓発 ○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示 ○コミュニティ FM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット、YouTube 等による呼びかけ ○道路情報板での周知情報の表示 ○イベント、会合等での知事メッセージの配布 ○庁舎等への懸垂幕の掲示 ○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ ○幹部が出席する会合等で感染防止を呼びかけ ○コンビニ等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスターの掲示を依頼 ○市町との連絡会議にて、現状の共通認識を図るとともに、感染防止対策徹底の周知を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼 ○商店街連合会・商店連盟に会員への時短営業、感染防止対策徹底の周知を依頼 ○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示 ○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼 ○時短等の要請に応じていない飲食店に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS やインターネットによる若者向けメッセージの配信 ○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼 ○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発 ○県立学校での啓発 ○商工会青年部等を通じた会員への啓発 ○看護学生による動画配信や出前講座の実施 ○小中学校に感染防止対策の徹底を依頼 ○感染防止啓発動画を作成し YouTube で配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による夜間も含めた市街地、観光地の店先、路上等での飲酒状況確認及び街頭啓発 ○コンビニ等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけを依頼 ○啓発メッセージを放送しながら公用車による巡回 ○青少年愛護活動推進員による、コンビニへの啓発ポスター掲示依頼及び駐車場等で感染リスクの高い行動を行っている者に対する注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞社支局へ対策徹底等の報道を依頼 ○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼 ○高齢者大学でのポスター掲示による啓発 ○各地域団体へ感染防止対策の徹底を呼びかけ ○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底を呼びかけ

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ・SNS・Youtube 等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発 ○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発 ○FM・AM ラジオでの啓発 ○広報車による呼びかけ ○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映 ○イオン・コープこうべの店舗で館内放送 ○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布 ○県民だよりひょうご臨時号の発行による啓発 ○三宮北部地域における外出自粛要請 ○夕刻に、県職員（客引き行為等防止指導員等）、生田署員及び県警生活安全企画課員により三宮北部地域で巡回啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止への取組確認のため、飲食店等の見回りを実施し、あわせて感染対策や補助金等のチラシを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミント神戸の「ミントビジョン」で啓発動画を放映 ○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、オンライン授業の積極的活用、部活動・サークル活動の自粛、知事メッセージ・学生向け動画の配付・送信などを要請 ○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画配信等による啓発 		<ul style="list-style-type: none"> ○ヤマト運輸（株）と連携した新型コロナ感染防止啓発（県内セルフドライバー等ワッペン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付） ○社会福祉施設事業者に感染防止対策の徹底を依頼

まん延防止等重点措置に伴う啓発活動の実施状況

		取 組 内 容
神戸県民センター	① 全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮等での職員による街頭啓発（4/5～、計10回） 阪急神戸三宮駅北交差点（生田新道交差点）・東門街南入口付近・JR元町駅東口南側、JR三ノ宮駅西口南側交差点・JR六甲道駅・IR新長田駅等において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食をしない」、など、感染防止の徹底を呼びかけ ○新長田合同庁舎デジタルサイネージによる啓発ポスター表示（4/5～） ○JR新長田駅前での啓発ポスター掲示（4/6～） ○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示（4/6～） ○幹部が出席した会合等の場で感染防止を呼びかけ（随時） ○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信（随時）
	② 飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 飲食店利用者に向けた場所・時間（繁華街で夕刻に1時間程度）で実施
	③ 若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○看護学生3人による新型コロナウイルスの感染防止についてのフリートーク動画を作成し、県公式YouTubeで配信、県公式twitterに投稿（4/23～） ○淡路市からの依頼によるフリートーク動画の提供 ○フリートーク動画参加の看護学生による高校生への感染防止出前講座の様子を県広報動画サイト「なおみチャンネル」で配信 ○「なおみチャンネル」動画を神鉄鈴蘭台駅構内の大型ビジョン及びデジタルサイネージで配信（5/18～） ○出前講座参加の看護学生への広報専門員によるインタビューをウェブサイト「ヒョーゴピックス『新型コロナ私たちの記録』」で配信（5/24） ○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信（随時） 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 「路上飲み等の自粛」の呼びかけ ○都賀川等における飲食・飲酒等自粛看板の掲示（5月～） 河川敷への入り口付近に、飲酒等の自粛を呼びかける看板を掲示
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○県民センターホームページ（センター長メッセージ）での感染防止対策の要請（4/25～随時更新） ○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底の呼びかけ ○市内各地域団体に感染防止対策徹底の呼びかけ
阪神南県民センター	① 全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティFMでの注意呼びかけ（4/9～随時） FM尼崎（尼崎市エリア）、さくらFM（西宮・芦屋エリア）で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ
	②飲食店への啓発	—
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止啓発動画の作成 感染防止を啓発する動画を作成しYouTubeで配信（7/1～）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民センター職員による街頭啓発（随時） 阪神尼崎駅、JR尼崎駅において路上等での飲酒自粛、不要不急の外出自粛の徹底を呼びかけ
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○管内新聞社支局への訪問周知 感染防止対策の徹底等の報道を依頼 ○県民センターホームページ（県民センター長メッセージ）での感染防止対策の要請

阪神北 県民局	①全般的な啓発	<p>○県民局職員による街頭啓発（4/22～、計14回） JR・阪急宝塚駅前、阪急川西能勢口駅前、阪急伊丹駅前において、「不要不急の外出・移動の自粛」、「大人数、長時間の飲食の自粛」など、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○県民局情報番組での注意呼びかけ（4/6・8、5/4・6、8/3・5） コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長等から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○幹部が出席した会合等の場で感染防止対策の徹底を呼びかけ（随時）</p> <p>○知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施）</p> <p>○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p> <p>○感染対策の徹底を呼びかける局長メッセージ動画をYouTubeで配信（6/24～）</p>
	②飲食店への啓発	<p>○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼（4/6～、計7回）</p> <p>○管内商店街連合会・商店連盟に会員への時短営業、感染防止対策の徹底の周知を依頼（6/23、7/16）</p>
	③若者への啓発	<p>○若者向け感染防止啓発動画の作成 若者向けの感染防止を啓発する動画を作成しYouTubeで配信（4/28～）</p>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<p>○県民局職員による街頭啓発〔再掲〕 「路上飲み等の自粛」の呼びかけ</p>
	⑤その他	<p>○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼（4/8～随時）</p>
東播磨 県民局	①全般的な啓発	<p>○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示）</p> <p>○県民局ホームページトップ画像での注意喚起</p> <p>○JR加古川駅でのポスター掲示依頼（新たな文面を作成）</p> <p>○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組）</p> <p>○総合庁舎等での懸垂幕の掲示</p> <p>○職員による街頭啓発 管内の感染状況に応じて管内JR主要駅前などで適宜実施</p>
	②飲食店への啓発	<p>○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼）</p> <p>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示依頼（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所））（新たな文面を作成）</p>
	③若者への啓発	<p>○兵庫大学でのポスター掲示依頼（新たな文面を作成）</p> <p>○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）</p>
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<p>○職員による街頭啓発 管内の感染状況に応じて管内JR主要駅周辺繁華街などで適宜実施</p>
	⑤その他	<p>○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）（新たな文面を作成）</p>

北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（随時） ○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～） ○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示の実施（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施） ○庁舎（社総合庁舎、三木庁舎）における屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の全般的な啓発を通じて実施 ○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施） ○業種別ガイドライン遵守状況調査（飲食店への訪問調査）を実施（5/19）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼（4/9～） ○管内の駅前や繁華街、公園等を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/10～）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニやスーパー等酒類を小売販売する店舗に対し、路上等での飲酒禁止の呼びかけの協力依頼（5/13～）
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン会議での啓発動画の配信（随時）
中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（月2回） ○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ ○JR姫路駅前北側での職員による街頭啓発（4/25～） JR姫路駅前北側にぎわい交流広場、御幸通り前及び魚町・塩町周辺において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止の徹底を呼びかけ ○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/6～）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○姫路城周辺や魚町等歓楽街での職員による街頭啓発等（5/20～） 姫路城周辺や魚町等歓楽街、市役所・官庁周辺のコンビニエンスストアへ、店先や路上・公園などでの飲酒禁止の協力依頼や、公園での飲酒状況確認
	⑤その他	—

西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～継続実施） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○庁内放送による職員、来庁者等への呼びかけ（継続実施予定） ○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～継続実施） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～継続実施） ○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～継続実施） ○公用車による自動車啓発（継続実施予定）
	②飲食店への啓発	○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策徹底の要請（6/24 継続実施）
	③若者への啓発	—
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	—
	⑤その他	—
但馬県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティFM（FMジャングル）での呼びかけを依頼（継続実施） ○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送（継続実施） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）（再掲）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の大学にポスター掲示及び学生への知事メッセージの配布を依頼（継続実施） ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）（再掲）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	○市街地、観光地の店先、路上等での飲酒等感染リスクの高い行動の状況を調査（随時）
	⑤その他	—

丹波県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎内における啓発 柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映 ○JR駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出 ○県民局ホームページ（局長メッセージ）等による啓発 県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ ○各市へ啓発依頼・実施 防災行政無線（全戸配布）、有線、メールによる周知 ○自動車啓発 管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ ○イベント、会合等での知事メッセージ配布
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント、会合等での知事メッセージ配布（再掲） 商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付 ○ホームページ等による啓発（再掲） 県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年愛護活動推進員による路上飲酒等自粛要請 有害環境調査時に、コンビニ等に対し路上飲酒禁止啓発ポスターを配布し掲示を依頼するとともに、駐車場等で感染リスクの高い行動を行っている者に対し、注意喚起を行うよう要請 ○路上飲酒注意喚起巡回パトロール 夜間の商業施設等を中心に巡回パトロールを実施（毎週金曜夕刻）
	⑤その他	—
淡路県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民局、島内3市との連絡会議を開催し、現状の共通認識を図るとともに、感染防止対策徹底の周知を依頼（7/28 予定） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施） ○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施） ○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起（4/15～） ○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時緊急車両（2tトラック）に路上飲酒自粛の掲示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回（5/11～）
	⑤その他	—

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置実施区域を解除された後も、患者発生の状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置実施区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、4月5日からまん延防止等重点措置を実施した。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、緊急事態措置の実施により感染者は減少し、6月20日に緊急事態措置実施区域の指定は解除されるが、引き続き感染収束に向けた取組を行っていく必要があるため、6月21日からまん延防止等重点措置を実施してきた。

令和3年7月11日をもって、本県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されたが、感染急拡大の懸念などから、7月28日に政府へのまん延防止等重点措置実施区域の指定を要請し、7月30日に指定されたことから、8月2日よりまん延防止等重点措置を実施する。

I 区 域

兵庫県全域

II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日
	令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年6月20日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年6月21日～令和3年7月11日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年8月2日～令和3年8月31日

III 措 置

1 医療体制

(1) 入院体制

① 病床の確保

- 新たな病床確保計画（1,200床程度うち重症130床程度）に基づき、重症対応137床、中等症818床、軽症259床の計1,214床を確保した。
- 本県の実績データ等を踏まえ、フェーズごとの新規感染者数に応じて必要な病床・宿泊療養の体制を見直す。フェーズの運用に際しては、感染急増のスピードに対応するため、段階的な運用に拘らず、状況に応じて機動的に対応する。

【フェーズに応じた体制】

区分		1	2	3	4(国ステージⅢ)	5(国ステージⅣ)	6
		感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	
目安 新規感染者週平均 [週患者数/人口10万人]		30人未満 [5人未満]	30人以上 [5人以上]	70人以上 [10人以上]	110人以上 [15人以上]	190人以上 [25人以上]	総合的に判断
体制構築の考え方		30人の新規感染者に 対応	70人の新規感染者に 対応	110人の新規感染者に 対応	190人の新規感染者に 対応	390人の新規感染者に 対応	
病床	病床数	400床程度	550床程度	700床程度	900床程度	1,050床程度	1,200床程度～
	うち 重症病床数	70床程度	80床程度	100床程度	110床程度	120床程度	130床程度～
宿泊 療養	室数	500室程度 (3施設)	600室程度 (4施設)	1,000室程度 (7施設)	1,200室程度 (8施設)	1,300室程度 (9施設)	1,500室程度～ (10施設～)

○まん延防止等重点措置実施区域の指定等の状況を踏まえ、病床900床程度(うち重症110床程度)で運用する。

○空床補償経費について独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。

○人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

②重症者への対応

○県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。

○県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。

○ECMO及び人工呼吸器の取扱研修を行い、重症患者にも対応できる人材育成を行う。

○中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。

③転院の促進

○重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。

○県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する(受入登録病院:222病院)。

○退院基準を満たした重症・中等症患者の更なる転院を促進するため、人工呼吸器等の整備支援(1病床あたり上限6,000千円)を実施する。

○入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援(1名受入あたり10万円)を実施する。

④精神科医療への対応

○感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。

○感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

○がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

○医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

○無症状者や軽症者については、宿泊療養施設の増加、医療ケアの充実も図られたことから、妊婦や重症化のおそれがある基礎疾患をもつ者など入院対応が望ましい場合を除き、宿泊療養施設での療養を基本とする。なお、子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合には、引き続き、自宅での療養も可能とする。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO ₂ ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿 泊 療 養	無症状または軽症者
医療強化型	65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者
自 宅 療 養	子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合

○感染拡大期以降については、患者の増加による入院医療の逼迫を回避するため、①中等症(概ねⅠ程度)患者については、医療ケアの充実を図った宿泊療養施設での療養、②軽症・無症状者については、十分な医療観察体制を確保したうえで、自宅での療養、を基本とする。

②宿泊療養施設の確保

- 新たな病床確保計画における必要室数(1,500室程度)を確保し、感染者数の増加を踏まえ、1,200室程度の運用体制とする。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会及び神戸大学医学部附属病院の協力の下、医師派遣施設を3施設(神戸・西宮・姫路)設置し、医療ケアの充実を図っている。さらに、兵庫県医師会・兵庫県薬剤師会の協力の下、入所者の状況に応じて施設への往診を実施している。
- さらなる感染拡大に備え、医師会と連携した研修の実施により、派遣医師を育成するとともに、医師派遣施設の増加も検討する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター(CCC-hyogo)が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。
- 患者急増時には、医師(災害医療コーディネーター)及び調整事務スタッフ(看護系大学の教員等)の充実により、入院調整機能を強化する。
- 関西広域連合構成他府県間において、必要に応じて、広域患者受入調整を行う。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行い、症状悪化の予防や早期発見に努める。
 - ・感染予防対策の周知徹底、パルスオキシメーターの貸出し、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、保健所保健師の家庭訪問による毎日継続的なフォローの実施
 - ・必要に応じて、食料品(5日分/セット)や衛生資材等の配布
- 保健師の家庭訪問等により、必要に応じて、酸素吸入装置の活用や、医師による往診

等を行い、症状悪化時は、CCC-hyogo も活用して入院へ移行する。

- 自宅療養者等への往診・訪問看護・調剤を行った医療機関等に対して、協力金を支給する。(医療機関: 5 万円/日、薬局: 1 万円/日、訪問看護: 3 万円/日)

(5) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 75 機関設置している。発熱等診療・検査医療機関 1, 220 ヶ所を指定している。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医等がない時は「発熱等受診・相談センター (健康福祉事務所・保健所)」や「新型コロナ健康相談コールセンター (全県)」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。

(6) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、7, 970 件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体の Ct 値 30 以下の検体について変異株 PCR 検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を 8 ヶ所開設している。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR 検査体制】

区 分		現状 (件)	従前 (件)
衛生研究所等	兵 庫 県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1, 385	1, 385
民 間 検 査 機 関		2, 810	2, 440
医 療 機 関		3, 775	2, 375
合 計		7, 970	6, 200

(7) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター (集団感染) の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者 (ショートステイも含む) に対して PCR 検査を実施する。
- 県内全域 (保健所設置市を除く) の高齢者・障害者施設の従事者を対象とした集中的検査について、特措法第 24 条第 9 項に基づき受検を要請する。
- 再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、政府 (内閣官房) が市中 (多くの人が入りする事業所、大学等) において実施するモニタリング検査に協力する。
- 医療機関や高齢者施設等での陽性者を早期に発見するため、厚労省が実施する医療機関等への抗原簡易キットの配布に協力する。

(8) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整を行う。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。
- 6月21日から大規模接種会場を西宮市及び姫路市に設置し、県民の接種を促進するとともに、接種希望者の利便性の向上を図る。7月からは接種枠の一部を活用し「警察職員」や「県立学校教職員」の優先接種を実施している。また、現在実施している大規模接種について、同一会場で2回目接種を完了できるよう、西宮会場では10月17日まで、姫路会場では9月12日まで、接種期間を延長する。なお、国からのワクチン供給が可能となった場合には、園田・姫路競馬場を活用し、11月末まで延長する。
- 企業や大学等での職域単位でのワクチン接種を加速化するため、全庁をあげた職域接種推進体制を構築するとともに、「職域接種専用電話相談窓口」を設置する。

(9) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、状況に応じて県からも提供する。

(10) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。
- 感染者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(11) 救急医療等の院内感染防止への支援

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者が受診した場合に、必要な診療を行うことができるよう院内感染防止対策を支援する。
 - ・設備整備補助：簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 感染状況に応じ保健所体制の拡充が可能となるよう、会計年度任用職員の配置や、県や関係機関等からの保健師等の応援派遣体制の構築、看護協会に設置した「保健師バンク」の活用、民間派遣を活用した応援チームによる支援を行う。
- 感染拡大期には、家庭訪問等について、保健所保健師が重点的に対応するとともに、疫学調査については、保健師バンクや看護系大学教員による支援、民間派遣の応援チームを中心に実施する。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

○次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。

- ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
- ・保健所等による健康観察への協力
- ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
- ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

○次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。

- ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
- ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

①教育活動

○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。

○県外での活動は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

○感染防止対策

[登下校時・出勤時]

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。

出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。

- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇）。
- ・登下校時においては、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。

[教育活動時]

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温と手洗いを徹底する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。

- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置す

る。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。

- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

[その他]

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促す。
- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

②部活動

○十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

○県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

○活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。

③心のケア

○きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
- ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施

調査時期：5月、11月

対象：各市町（神戸市含む）小学校1校（6年生）、中学校1校（3年生）

- ・SNS 悩み相談の実施（17:00～21:00）
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

④熱中症対策

○環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

(屋内) 空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

(屋外) 体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

〔※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
『学校の新しい生活様式(2021.5.28Ver. 6 一部追記分)』参照〕

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

[感染時における対応]

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

[感染防止対策強化の要請]

①授業形態

- オンライン授業を積極的に活用する。

※対面授業の実施の際の感染防止対策の強化

- ・キャンパス・校舎内や通学时等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチンの大学拠点接種の推進

②部活動・サークル活動

(1) 県外での活動（※を除く）は、原則行わない

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

(2) 県内で活動する場合は、以下の点に留意すること

ただし、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域においては活動を実施しないこと（※を除く）

- ・合宿等、宿泊を伴う活動を実施する場合には、感染防止対策が確認される施設を利用するとともに、飲食時の感染防止の徹底を図る
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

③外出・飲食

- 学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

- ・感染拡大地域との往来の自粛
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止

- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

⑤ワクチン接種の推進

- 早期の対面授業の全面実施の実現に向け、大学拠点接種や自治体での接種により、教職員・学生等のワクチン接種率の向上を推進する。

[学生への支援]

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。
 - ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
 - ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
 - ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

(4) 看護師養成施設等

- 看護師等養成所と歯科衛生士養成所に対し、医療機関等での臨地実習を学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資機材等を支援する。

3 社会教育施設等

- 県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。
- 感染防止対策
 - ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限」の徹底
 - ・事前予約などによる来館者の入場制限の徹底
 - ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止 ・発熱チェック
 - ・マスク装着の徹底、消毒液の設置 ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
 - ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
 - ・入館者の氏名・連絡先等の把握
 - ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業（施設内療養者1人あたり25万円）として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業（高齢者施設における施設内療養者1人あたり15万円等）として支援する。
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。特に、従来型施設（多床室）を中心に個別訪問による研修・助言を強化する。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布

し、職員等に対する研修に活用する。

- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園等（下記の施設を含む）は、感染防止対策を施した上で開園する。
 - ・公園内への持ち込み飲酒は禁止する。
 - ・公園内の各施設については、施設毎の使用制限を遵守する。
 - 〔 県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンター、但馬牧場公園、三木山森林公園、各ふるさとの森公園、楽農生活センター、六甲山ビジターセンター 〕
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請する。

6 外出自粛等の要請（法第24条第9項等）

(1) 不要不急の外出自粛等

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請する。
- 外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請する。
- 特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請する。
- 時短要請時間外に飲食店等に入りしめないこと、感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 大人数や長時間におよぶ飲食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加自粛を要請する。

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
 - ・飲酒を伴う懇親会等 ・大人数や長時間におよぶ飲食
 - ・マスクなしでの会話 ・狭い空間での共同生活 ・休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等
 - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。
- こまめな換気や適度な保湿を行う。

(3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など

「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。

- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

(4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 会食は同居家族や介助者等を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

7 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）

(1) 催物の開催制限の目安等

【令和3年7月12日～令和3年8月1日】

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人以下 又は収容定員の50%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	(≤10,000人)のいずれか大きい方

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

（収容定員と人数上限のいずれか小さい方）

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討することを要請する。
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請する。
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ

等を徹底することを要請する。

(2) 営業時間短縮等の要請

○21 時までの営業時間短縮を要請する（※オンライン配信の場合は営業時間短縮は不要）。

(3) 大規模イベント開催に係る事前相談

○全国的な移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について県対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。

8 施設の使用制限等

○業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する。（法第 24 条第 9 項）

(1) 飲食店等

〈施設の種類の〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等)(*)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗

※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、同様の内容を要請

(*) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供(酒類の店内持込みを含む)の時短等・カラオケ設備使用の自粛(飲食を主として業としている店舗)について協力依頼

【令和 3 年 7 月 12 日～令和 3 年 8 月 1 日】

〈区域①〉(法第 24 条第 9 項)

7 月 12 日から 8 月 1 日まで	神戸市 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 明石市
8 月 1 日	東播磨地域(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 姫路市

○飲食店等への時短要請等を行う。

- ・ 5 時～20 時 30 分の営業時間短縮を要請
 - ・ 酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は 11 時～19 時 30 分とすることを要請
 - ・ カラオケ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
- ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

〈区域②〉(法第 24 条第 9 項)

7 月 12 日から 8 月 1 日まで	北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町) 中播磨地域(神河町、市川町、福崎町) 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町) 但馬地域(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町) 丹波地域(丹波篠山市、丹波市) 淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)
7 月 12 日から 7 月 31 日まで	東播磨地域(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 姫路市

○飲食店等への時短要請等を行う。

- ・ 5時～21時30分の営業時間短縮を要請
- ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は、11時～20時30分とすることを要請
- ・ カラオケ設備の利用自粛の協力依頼（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」（*）を満たすことの協力要請及び「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

＜共通＞（法第24条第9項）

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ・ CO₂センサー等の設置
- ・ 業種別ガイドラインの遵守

* 「一定の要件」

アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

＜措置区域＞（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

○飲食店等への時短要請等を行う。（法第31条の6第1項）

- ・ 5時～20時の営業時間短縮を要請
- ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないことを要請
- ・ カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場）
※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

（法第31条の6第1項）

- ・ 従業員への検査勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

（法第24条第9項）

- ・ CO₂センサー等の設置
- ・ 業種別ガイドラインの遵守

＜その他区域＞（北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域）

（法第24条第9項）

○飲食店等への時短要請等を行う。

- ・ 5時～21時の営業時間短縮を要請
- ・ 酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は、11時～20時とすることを要請
（酒類提供の要件：「一定の要件」（*）を満たすこと）
*アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、4人以内の利用（1グループ）
- ・ カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場）

※あわせて「新型コロナ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

- ・従業員への検査勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ・CO₂センサー等の設置
- ・業種別ガイドラインの遵守

〈協力金支給額〉

- ・～6月20日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×休業・時短営業日数
中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)
*中小企業もこの方式を選択可
※財源：国80%、県20%

- ・6月21日～7月11日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数
[まん延防止等重点措置実施区域]
中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
【平日】
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)
*中小企業もこの方式を選択可
※財源：国80%、県20%

[その他区域]

- 中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
*中小企業もこの方式を選択可
※財源：国80%、県20%

- ・7月12日～7月31日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数

[神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市]

中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
83,333円以下の店舗：2.5万円
83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額
25万円以上の店舗：7.5万円
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国80%、県20%

[東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域]

2万円/日・店舗

※財源：国80%、県20%

・8月1日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数

[神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市]

中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
83,333円以下の店舗：2.5万円
83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額
25万円以上の店舗：7.5万円
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国80%、県20%

[北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域]

2万円/日・店舗

※財源：国80%、県20%

・8月2日～8月31日分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数

[まん延防止等重点措置実施区域]

中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
8.75万円以下の店舗：3.5万円
8.75万円超～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.4の額
25万円以上の店舗：10万円
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円)
*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国80%、県20%

[その他区域]

中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定
83,333円以下の店舗：2.5万円
83,334円～25万円の店舗：(前年等の1日当たり売上高)×0.3の額
25万円以上の店舗：7.5万円
大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国80%、県20%

(2) 多数利用施設

○多数利用施設（特措法施行令第11条施設）へ法第24条第9項による要請等を行う。

【令和3年7月12日～令和3年8月1日】

<区域①>

7月12日から 8月1日まで	神戸市 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 明石市
8月1日	東播磨地域（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 姫路市
種 類	要 請 内 容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> ・20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は11時～19時30分とすることを要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	
遊興施設	
商業施設(生活必需物資を除く)	
サービス業(生活必需サービスを除く)	
※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等	

<区域②>

7月12日から 8月1日まで	北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町） 中播磨地域（神河町、市川町、福崎町） 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町） 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町） 丹波地域（丹波篠山市、丹波市） 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）
7月12日から 7月31日まで	東播磨地域（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 姫路市
種 類	要 請 内 容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> ・21時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供(利用者による酒類の店内持込み含む)は11時～20時30分とすることを要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*)を満たすことの協力要請
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	
遊興施設	
商業施設(生活必需物資を除く)	
サービス業(生活必需サービスを除く)	

* 「一定の要件」

アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

【令和3年8月2日～令和3年8月31日】

＜措置区域＞（神戸市、阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）

種 類	要請内容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込み含む）を行わないことを要請 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館（集会の用に供する部分）	
遊興施設	
商業施設（生活必需物資を除く）	
サービス業（生活必需サービスを除く）	

＜その他区域＞（北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・但馬・丹波・淡路地域）

種 類	要請内容
運動・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込み含む）は11時～20時とすることを要請 （酒類の提供：「一定の要件」（*）を満たすこと） ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 ・感染対策の徹底を要請 ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等
劇場、映画館等	
集会・展示施設	
博物館等	
ホテル・旅館（集会の用に供する部分）	
遊興施設	
商業施設（生活必需物資を除く）	
サービス業（生活必需サービスを除く）	

*「一定の要件」

アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

○協力金支給額（～6月20日まで）

【財源】国要請分（20時までの時短）：国80%、県20%
 県独自要請（上乘せ分）（土日休業）：国60%、県40%

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
支給金額	【休業分】 支給額/日=A+B+C A：自己利用部分(*1)の休業面積（1,000㎡を1単位）(*2)×20万円/日 B：テナント店舗及び特定百貨店店舗等(*3)の数×2千円/日（10以上の店舗がある場合） C：特定百貨店店舗の数×2万円/日	【休業分】 支給額/日=休業面積（100㎡を1単位）(*2)×2万円/日
	【時短分】 国の基準に基づく協力金（上記に基づき算出した額に「本来の営業終了時間—20時/本来の営業時間」を乗じた額）を支給	

(*1)「自己利用部分」

大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（(*3)の「特定百貨店店舗」に係る部分を除く）

(*2)「休業面積」

①大規模施設

要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積で、テナント事業者等、生活必需品の販売事業の区画面積を除く

- ・単位未満は切り捨てとし、1,000㎡以下の場合は1,000㎡とする

②テナント事業者、出店者

大規模施設内の事業者等の専用の店舗等に係る休業面積

- ・単位未満は切り捨てとし、100㎡以下の場合は100㎡とする

(*3)「特定百貨店店舗」

百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗

9 事業者への感染防止対策等の要請等（法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が同居家族や介助者等を除き「4人以下の単位(接客者を含む)」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進
※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
 - ・出勤者数7割削減の実施状況の公表
 - ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 8 千億円
- ・ 4 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 9. 30)	5,000 万円	迅速な融資・保証審査
借換等貸付 (R2. 3. 16～R3. 9. 30)	2 億 8,000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0.7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 12. 31)	2 億 8,000 万円	危機関連保証を活用、利率 0.7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8,000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 「伴走型経営支援特別貸付」による支援

早期の経営改善を促すため、金融機関の継続的な伴走支援を受け、経営改善等に取り組む場合、信用保証料の一部を国が補助する保証制度を活用し国制度の限度額を超える資金需要に対して県独自の保証料補助を実施して支援

資金区分	限度額	概要
伴走型経営支援特別貸付 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)	6,000 万円 〔 国 4,000 万円 県 2,000 万円 〕	セーフティネット保証・危機関連保証を活用、利率 0.9% 保証料約 3/4 を国又は県が補助

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により売上が 50%以上減少した事業者

一時支援金（1～2月の緊急事態宣言の影響分）：法人 60 万円、個人 30 万円（上限）

月次支援金（4月以降の緊急事態宣言の影響分）：法人 20 万円/月、個人 10 万円/月（上限）

イ 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給

緊急事態措置に伴い影響を受ける飲食店と直接取引のある酒類販売事業者に対して国の月次支援金の対象要件を緩和して支援

支給金額 個人 10 万円/月、法人 20 万円/月（上限）※国制度と同額

ウ キャンセル料支援の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用

金額：2,500 万円（上限）、補助率 10/10

エ 雇用調整助成金の活用（国制度）

- ・以下の企業は9月末まで現行特例措置を延長
 - a) 緊急事態措置実施区域の要請等に協力する飲食店等
 - b) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - c) 特に業況が悪い事業主（売上が30%以上減少）

(現行特例措置)

- ・助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5（解雇等を行っていない場合は大企業3/4、中小10/10）
- ・助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ※上記a)、b) c)以外の企業は、5～9月は特例を縮減
（助成上限額15,000円/日→13,500円/日、中小助成率上限10/10→9/10）
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

オ 産業雇用安定助成金の活用（国制度）

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成

- a) 助成率：大企業3/4、中小9/10
- b) 助成上限額：12,000円/日（出向元・出向先の計）

カ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用（国制度）

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%（日額上限9,900円（緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等は日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

キ 小学校休業等対応助成金の活用（国制度）

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：50,000円/人 ※10人まで（上限50万）

ク 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・中小企業の新事業展開への支援
コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業の取組を支援

事業費	補助金額
50万円以上70万円未満	35万円
70万円以上100万円未満	50万円
100万円以上150万円未満	75万円

- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模15億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援
- ・ひょうごの清酒消費拡大キャンペーンの実施：10,000千円（定額）
関係団体による県産清酒のイメージアップ及び消費拡大に向けたキャンペーン事業を支援

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

○産業立地条例に基づく補助金等を拡充する。

区分		拡充前（～R2. 6. 17）	拡充後（R2. 6. 18～）	
			県内全域で幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築検討
税軽減	不動産取得税	1/2 軽減 （拠点地区・促進地域）	同左	【一般地域】 1/2 軽減 【促進地域】 3/4 軽減
	法人税	【一般地域】 1/4 軽減・5 年間 （拠点地区 1/3 軽減・5 年間） 【促進地域】 1/2 軽減・5 年間	【一般地域】 1/3 軽減・5 年間 （拠点地区 1/2 軽減・5 年間） 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2 軽減・5 年間 【促進地域】 3/4 軽減・5 年間
補助金	設備補助	【一般地域】 設備投資額の 3 % ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の 5 % ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の 6 % ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の 10 % ※国等補助金併用可
	雇用補助	【一般地域】 新規正規雇用 : 30 万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 60 万円/人 新規非正規雇用 : 30 万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用 : 45 万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 90 万円/人 新規非正規雇用 : 同左

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200 人）

イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護や IT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800 人（実施規模：219 コース 4,150 人））

(2) 観光振興

○宿泊事業者による前向きな事業継続への支援

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む費用を支援する。

補助対象限度額：10,000 千円

補助率：大規模施設（100 室以上）3/5、中規模施設（31～99 室）2/3、小規模施設（1～30 室）3/4

※令和 2 年 5 月 14 日から令和 3 年 6 月 8 日までに要した経費は補助率 1/2

○県民限定の旅行・宿泊代金割引等

感染状況が落ち着いた後（ステージⅡ相当以下）に、県民限定で県内旅行・宿泊代金の割引支援、旅行期間中に使用可能なクーポン券配布を実施する。

- ・旅行・宿泊代金割引：1 人泊あたり最大 5,000 円
- ・クーポン券配布：1 人泊あたり最大 2,000 円

※上記事業において、感染が落ち着いた後に使用できる前売り宿泊券等の販売を可能とする（準備の整った宿泊施設等で販売可能。ただし、利用開始時期は別途指定）。

○Welcome to Hyogo キャンペーンの展開

旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起するキャンペーンを展開（令和 2 年 6 月 19 日～）

- ・バス旅行の支援

区 分	事業内容
ひょうごツーリズムバス	1 台あたり宿泊 3 万円、日帰り 1.5 万円
ひょうご五国交流バス	1 台あたり宿泊 5 万円、日帰り 2.5 万円

(3) Go To トラベルキャンペーン

○全国において、事業の適用を一時停止する。

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。
- 令和3年1月14日から販売済のプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける(有効期限3/31→6/30に延長→7/1以降も利用可能)。

(5) Go To 商店街事業

- 全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

(6) 生活基盤の確保

①生活福祉資金特例貸付の拡充

- 特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

- コロナ禍が長期化する中で、既に総合支援資金再貸付の利用が終了して生活に困窮する世帯に対し、生活困窮者自立支援金を支給

③住居確保給付金の支給

- 休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

④ひとり親世帯生活支援特別給付金等の支給

- 長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯等に対し、生活支援特別給付金を支給

⑤高等職業訓練促進給付金の支給

- ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑥ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

- ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) 税制上の特例措置等

- 県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予
- 県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)
- 住宅ローン控除(住民税)の特例の拡充(面積要件の緩和、適用期限の1年延長)
- 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減(1%軽減)の延長(令和3年末まで)
- 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例(不動産取得税)の適用要件の弾力化(入居要件の緩和)
- 法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- 自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) 農林水産事業者への支援

①資金繰り支援

- 美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

②需要喚起・販売促進

- 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2.5千円の購入毎に、直売所で使える5百円の金券を配布）
- 県産ブランド牛肉消費促進事業（県産ブランド牛肉1万円の購入者に、抽選で5千円のビーフ券を進呈）
- 県産水産物消費促進事業（県産生鮮水産物2千円の購入者に、抽選で1千円相当の水産物加工品等を進呈）
- ひょうごの酒欧州オンライン商談会（酒蔵向け輸出促進セミナー（3回）、現地バイヤーとのオンライン商談会等を実施）
- 「御食国ひょうご」を活用した県産食材PR事業（兵庫の美味しいものまとめサイト「御食国ひょうご」のWeb広告を展開し、県産食材をPR）

(9) 公共交通事業者への支援

①地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援

- 新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者に対して、国の実証運行支援期間終了後、引き続き支援する。

【補助対象】・地域鉄道事業者（神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行）

・路線バス事業者（19事業者）

※公営バス、コミュニティバス、貸切（観光）バス、県外高速バスを除く

・航路事業者（6事業者）※生活航路のみ

【対象経費】車内等の密度に配慮した運行に要する経費（燃料費、人件費等）

※輸送人員減による減便を回避するための輸送力の維持・増便に要する経費相当

【負担割合】県1/4、市町1/4（任意随伴）、事業者1/2

【補助期間】1ヶ月間 ※国実施期間後を支援

②タクシー事業者感染防止対策の支援

- タクシー事業者における一層の感染拡大防止対策を図るため、国庫補助事業と協調した支援を実施する。

【補助対象】県内タクシー事業者

【対象経費】高性能な空気清浄機導入等の感染症対策に要する経費

【負担割合】国1/2、県1/4、事業者1/4

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策を行う。
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・サテライトオフィスの活用
 - ・テレビ会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減を要請する。

(2) 予算の早期実施

○国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和2年7月1日付）。
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）
 - ・大規模接種会場の設置・運営を実施するため、健康福祉部感染症等対策室に新たに「参事（大規模接種担当）」を設置し、ワクチン対策課に新たに「参事（大規模接種企画担当）」、「参事（大規模接種推進担当）」を設置（令和3年5月17日付）

(4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
 - ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>

(5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
- コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

〔改定年月日〕

(令和2年 4月13日改定)	(令和2年 4月17日改定)	(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)	(令和2年 5月 4日改定)	(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)	(令和2年 5月26日改定)	(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)	(令和2年 7月17日改定)	(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)	(令和2年 8月 1日改定)	(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)	(令和2年10月14日改定)	(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)	(令和2年11月18日改定)	(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)	(令和2年12月24日改定)	(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)	(令和3年 1月22日改定)	(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)	(令和3年 3月 4日改定)	(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)	(令和3年 4月 2日改定)	(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月15日改定)	(令和3年 4月21日改定)	(令和3年 4月23日改定)
(令和3年 4月28日改定)	(令和3年 5月 7日改定)	(令和3年 5月12日改定)
(令和3年 5月13日改定)	(令和3年 5月28日改定)	(令和3年 6月18日改定)
(令和3年 6月21日改定)	(令和3年 7月 8日改定)	(令和3年 7月28日改定)

第5波 まん延防止徹底！

本日、兵庫県は、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

新規感染者数は、昨日280人、本日265人、直近1週間平均約200人と急増しており、このまま拡大が続けば、緊急事態となり医療ひっ迫にも繋がりがねません。

特に感染が増加している神戸市、阪神地域、東播磨地域、姫路市を措置区域とし、その他の区域も含め、8月2日から対策を強化することとしました。

事業者、県民の皆様には、絶対に感染を収束させるとの強い自覚を持って、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆様へのお願い

(1) 飲食店等での対策の徹底

飲酒を伴う会食による感染リスクが極めて高く対策の徹底が必要です。

- ・飲食店等は、営業時間の厳守、特に措置区域での酒類提供の禁止をお願いします。

	措置区域	その他区域
対象地域	神戸市 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 姫路市	北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町) 中播磨地域(神河町、市川町、福崎町) 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町) 但馬地域(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町) 丹波地域(丹波篠山市、丹波市) 淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)
期間	令和3年8月2日(月)～8月31日(火)	
措置内容	営業時間：5時～20時 酒類提供：禁止	営業時間：5時～21時 酒類提供：11時～20時

- ・新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得など、感染対策の徹底をお願いします。

県民の皆様へのお願い

(1) 外出の自粛

夏休み期間中の人出の増加が感染拡大に繋がります。

- ・東京や大阪等の感染拡大地域との往来は自粛してください。
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛してください。
- ・時短要請時間外での飲食店等の利用はやめてください。

(2) 若い方々のリスクの高い行動の自粛

若い世代の感染が多く、30代以下が6割を占めています。

- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛してください。
- ・路上・公園での飲酒、友人等による会食や宅飲みなどは絶対にやめてください。
- ・部活動やサークル活動などの際には、熱中症に注意しながら、会話の際のマスクの着用、3密(密接・密閉・密集)の回避など感染対策を徹底してください。
- ・体調異常があれば、登校(部活動の参加を含む)や出勤を控えてください。
- ・ワクチン接種の副反応や接種後の死亡例等の誤った情報には惑わされず、正確な情報のもとでの積極的な接種への参加をお願いします。

令和3年7月30日

兵庫県知事

井戸敏三